

公害弁連ニュース

全国公害弁護団連絡会議

東京都豊島区西池袋1-17-10
エキニア池袋6階

城北法律事務所

TEL: 03-3988-4866 FAX: 03-3986-9018

No.
174

2013年3月1日

巻頭言

今年をたたかいの正念場にしよう

～「スモン・公害センター」設立30周年を迎えて～

代表委員 弁護士 鈴木 堯 博



「スモン・公害センター」の設立 30周年記念集会の開催

「スモン・公害センター」の設立30周年記念集会在2012年10月28日に東京四谷で開催され、全国各地から、さまざまな公害の被害者、弁護士、支援者ら120人余りが参加した。

記念集会の第1部として、「スモン・公害センター」理事長の私からのパワーポイントによる基調報告「スモンのたたかいとスモン・公害センター30年」に引き続き、「スモンのたたかいの教訓を活かし、公害・環境のたたかいを発展させるために」と題してシンポジウムが行われた。パネリストには、スモン訴訟原告だった草場佳枝さんと辻川郁子さん、同弁護団の豊田誠さん、社会薬学者の片平冽彦さん、支援団体の仲築間卓蔵さんのほか、公害総行動実行委員会の中山裕二さん、公害・地球懇の小池信太郎さんらが加わった。

パネリストはいずれも、かつてのスモン全面解

決闘争の壮絶なたたかいを振り返りつつ、「スモン・公害センター」を拠点にしたたたかいの発展と今後の展望について、大変熱のこもった討論を行った。

会場からも、「スモン・公害センター」を拠点とした運動の発展について、薬害ヤコブ病、東京大気公害、薬害イレッサ、有明海訴訟、水俣病、高尾山天狗裁判などの原告や弁護士らから力強い発言が相次いで出された。

記念集会の第2部として、懇親交流会が行われたが、当日の参加者は一様に、スモンのたたかいをはじめとする公害・環境のたたかいの発展に大いに勇気づけられたと語っていた。

「2013年公害団体合同旗びらき」開催

「スモン・公害センター」30年の歴史は、全国公害被害者総行動37年の歴史とかなりの部分において重なり合う。そして、全国公害被害者総行

動実行委員会の支援と協力があったからこそ、「スモン・公害センター」は維持され発展することができたといえる。

その全国公害被害者総行動実行委員会などの主催による「2013年公害団体合同旗びらき」（公害旗びらき）が、2013年1月11日に、同じ東京四谷で開催され、全国から約160人が参加した。

参加者の発言は、今年の厳しい情勢を踏まえつつ、いずれも熱気あふれる力強いものとなった。

今年は、安倍政権のもとで、「国防軍」の創設などを柱とする憲法改悪への動きが強まるばかりか、「人からコンクリートへ」の政策が実行に移されつつある。まず、環境を破壊するムダな巨大公共事業を含む公共事業関連費用に莫大な予算が充てられることになった。今年度補正予算約13兆円のうち公共事業関連費用は約5兆円を占め、当初予算と合わせた公共事業関連年間総額は10兆円近くにふくらんだ。その一方で、生活保護の基準が切り下げられようとしている。基準切り下げは公害被害者の損害賠償にも影響しかねない。最近の裁判でも、世の中の財政状況や経済状況の悪化を理由に被害者救済が後退する傾向も見られる。

このような厳しい情勢をはねかえして、公害をなくし環境をまもるたたかいを前進させるために、今年をたたかいの正念場として全力を尽くしてたたかいぬくという、固い決意のこもった発言が相次いだ。なかでも、史上最大最悪の公害といえる福島原発事故の被害者らの発言は、参加者の心に強く響くものがあった。

二つの集会に共通したもの

「スモン・公害センター」記念集会と公害旗びらきという、二つの集会には、完全に共通したものがあつた。

それは、被害者らのたたかいに対する確信である。いかなる困難があろうとも、それを乗り越えて全力を挙げてたたかい、国民の大きな支持のもとに最終的に勝利をかちとり、公害のたたかいの歴史を大きく発展させてきたという、たたかひに対する確信だ。

スモンのたたかひは、その一つの見本を示している。

「霞ヶ関を揺るがした132日間」といわれた、厚生省前でのスモン全面解決要求座り込み大行動をたたかひの正念場としてたたかひぬいたからこそ、スモン全面解決が実現できたのだ。

当時のスモン東京原告団の団長だった徳島スモンの会会長の鎌田萬壽雄さんが、1979年9月、厚生省前での記念すべきスモン全面解決報告集会において、次の歌を詠んだ。この歌の思いは、今も公害被害者らの心に深く刻み込まれている。

「闘えば勝てる自信深めたり

喜びかみしめ明日に真向かう」

「スモン・公害センター」の設立目的

スモン訴訟が全面的に勝利して、損害賠償金のほかに訴訟遂行費用を勝ち取ることができた。これを有効に生かすために、スモン東京原告団と同弁護団が協議した結果、訴訟遂行費用の一定部分を割いて、新宿御苑前にあるマンションのワンフロアを購入し、1983年6月に、この建物を拠点とする「スモン・公害センター」を設立した。

スモンのたたかひは、スモン患者が命がけで取り組んだが、同時に、全国の公害被害者をはじめ広範な社会的な支援があつたからこそ勝利が得られたものだ。そのため、「スモン・公害センター」の設立には社会的な還元を図る意図が込められていた。

定款上の「スモン・公害センター」の目的は、次の3点を挙げている。

- ①スモン患者の相互援助及び恒久救済並びに薬害根絶を図るための諸活動の推進
- ②公害被害者の救済及び公害根絶を図るための諸活動の推進
- ③上記目的を支援する諸団体による事務所内会議室の利用

この目的に沿って、「スモン・公害センター」は、設立以来、全国公害被害者総行動実行委員会をはじめとする各種公害関係団体の事務所、貸し会議室、集団訴訟の資料保管場所として利用されてきた。まさに、公害をなくし環境をまもる全国的なたたかひの拠点になっている。

スモン・公害センターの運営

「スモン・公害センター」は、設立当初は法人格を持たなかったが、その後、法人化した。2005年1月に中間法人法に基づく有限責任中間法人スモン・公害センターを設立し、さらに、2007年4月に一般社団法人法の施行に伴い、一般社団法人スモン・公害センターとなった。

一般社団法人スモン・公害センターの役員（理事・監事）は現在13人いるが、そのうち公害弁連関係の役員は以下のとおり。

【理事長】 鈴木 堯博

【理事】 豊田 誠、篠原 義仁、白川 博清、
山本 孝、白井 劍

【監事】 朝倉 正幸

「スモン・公害センター」の運営は、定期的開催される社員総会と役員会での審議に基づき、運営責任団体である東京スモン患者会（元スモン東京原告団）、スモン東京弁護団、全国公害被害者総行動実行委員会、全国公害患者の会連合会、公害弁連の5団体が共同で行っている。

運営資金については、基本的には各運営責任団体からの分担金と会議室の使用料で賄うことにしている。しかし、会議室の補修費用のような臨時の出費がかさむことがあるので、公害・環境訴訟の各団体が勝利を勝ち取ったときの応分のカンパに依拠する度合いも大きい。

これまでの30年の歴史において、2回ほど、財政ピンチに見舞われたことがあった。そのときには、全国の公害・環境団体等に特別カンパを要請して、ようやくピンチを脱することができた。「スモン・公害センター」は全国各地の多くの団体や個人によって支えられている。この紙面をお借りして、深く感謝申し上げます。

「スモン・公害センター」の会議室の使用料は、一般の貸し会議室と比べるとかなり低額であるが、運営資金の重要な一部を構成している。

この会議室が大いに利用されることを願っている。

【会議室申込先】

全国公害被害者総行動実行委員会事務局
TEL. 03 - 3352 - 9475

避難者訴訟の提起報告と 市民訴訟の提起に向けて

福島原発被害弁護団 事務局次長
弁護士 中川 素充

1 福島原発事故避難者訴訟の提起

2012年12月3日、福島原発被害弁護団（小野寺利孝、広田次男共同代表）は、福島第1原発事故により強制的に避難を余儀なくされている18世帯40名を原告として、全国で初めての集団訴訟を福島地裁いわき支部に提起した。

強制的に避難を余儀なくされている被害者らは、あの事故から2年近く経つ今になっても故郷に戻ることができない。また、避難指示は解除されても、放射能汚染は続いており、地域社会、コミュニティも崩壊し、依然として帰還できるような状態にない。

福島第1原発事故後、この被害に対する賠償問題は、東京電力の一方的に定めた書式による「直接請求」及び2011年9月に設置された原子力損害賠償紛争解決センターに委ねられていた。しかし、前者については、加害企業である東京電力が被害者らの生活再建に適った賠償等を行うはずがなかった。後者についても、解決まで時間がかかっているうえ、同じく加害責任が問われるべき国が設置した原子力損害賠償紛争審査会による「中間指針」に依拠し、かつ、裁定機能がないため東京電力が同意できる内容でしか解決ができない現状にある。現に2013年1月11日現在、5148件の申立てに対し、1650件しか和解が成立していない。その和解も被害者が譲歩した上のことであることが大半である。

そもそもこのような甚大な被害をもたらした加

害企業である東京電力が被害の範囲を決めることは理不尽である。被害者らの思いは、元の暮らしに戻って欲しいということである。そのための原状回復、生活再建に見合った賠償、すなわち完全賠償を実現させるためには、もはや、人権の最後の砦である裁判所による解決、すなわち訴訟によるしかない。

提訴後、多くの被害者が弁護団に連絡をし、頻繁に説明会、被害聴き取り等を行っている。今後、弁護団としては、2次訴訟、3次訴訟と追加提訴を提起していくことになる。

2 いわき市民訴訟に提起に向けて

原発の被害は、強制的に避難させられた人たちだけではない。その周辺地域も一見すると社会が機能しているようにみえるが、実際には、公式発表の線量よりも高い地域はあるし、全体的には低線量被ばくに晒され続けており、人々は日々不安な生活を送り続けている。そして、今までのような自然と触れ合い、おいしい野菜、魚、水、きれいな空気などの環境の享受が出来なくなり、将来にわたる人材の流出、産業の停滞などが懸念されている。

しかし、こうした区域外の住民、避難者に対する賠償問題については、東京電力が一方的に金額を記載して送りつけた請求書の内容しか行おうしないという、馬鹿げた対応に終始している姿勢は変わらない。

こうしたなかいわき市を中心とした住民は、普通の暮らしを取り戻すための賠償、政策を実現させるために「完全賠償をさせる会」を組織し、幅広く市民の参加を呼びかけた。現在 2000 名以上の会員を組織している。

そして、こうした市民らが原発事故から丸 2 年を迎える 3 月 11 日に国、東京電力を被告とする市民訴訟を提起する。第 1 次訴訟としては、数百人規模になる予定であり、引き続いて、これも 2 次訴訟、3 次訴訟と提起していくことになる。

3 さいごに

3 月 11 日には、同じく公害弁連に加入してい

る生業弁護団や、首都圏弁護団、千葉弁護団も集団訴訟を提起する予定であるし、夏から秋に向けて、各地の弁護団が訴訟提起をしていくとの情報が入っている。

我々としては、こうした全国各地の取り組みと連携し、何としてでも、国、東京電力の加害責任を明確にしていきたい。

毎度のことであるが、当弁護団は、避難者訴訟提起後、さらに多くの被害者から相談が寄せられており、提起した各事件の対応や今後の 2 次、3 次訴訟の準備等、沢山の課題を抱えている。弁護士におかれては、是非とも、ひとりでも多くの弁護団への参加を求めたい。

平穏生活権侵害としての 東電福島原発事故

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団
弁護士 馬 奈 木 巖 太 郎



1 原発事故被害をめぐる状況

福島は、あの事故以来 2 度目の正月を迎えた。結露がひどくカビまみれになっている仮設住宅、今年も誰ももぎることのない柿、牧場の門に抗議を込めて置かれた牛の頭骨……。今年も「おめでとう」といった状況からは程遠いなか、2013 年は始まった。

新しい政府は、前政権が強行した再稼働の方針を承継し、そればかりか首相は恥知らずにも新たな原発建設に強い意欲を示している。国と東電は、極めて限定的な内容の「賠償基準の考え方」をもって賠償枠組み（パッケージ）の完成と称し、賠償打ち切りの姿勢をいよいよ明確にしている。そし

て、メディアは、あの事故を遂に過去形で語り始めた。

より鮮明になった新政権の方針に対し、被害者とエネルギーとしての原発からの脱却を目指す人々がどう声を上げるのか、それが当面する課題である。

2 集団訴訟の提起に向けて

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団は、今回の事故を「公害」と位置づけ、国と東電の責任を追及しつつ、被害者の根本的な要求である原状回復と完全賠償を実現させ、全体救済のための制度化を求めてきた。そして、この

ような取り組みを実現させるためにも、運動の一環としての集団訴訟の提起が重要であるとの認識から、弁護団は、国と東電を被告とした集団訴訟の提起について早い段階から提案し、各地の被害者の会や民主団体と意見交換を行ってきた。あわせて、弁護団内や弁護団を越えて、責任論や被害論を中心に理論的な検討を重ねてきた。

集団訴訟の提起に際し、弁護団が重視してきたのは、①加害と被害の構造を浮き彫りにし、国の責任を明確にすること、②公害事件の伝統に倣い、賠償のみならず、差止と再生までを取り組みの射程とすること、③被害者の諸要求の具体化・制度化を図り、全体救済を目指すこと、④国や東電による被害者の選別と分断を乗り越え、完全救済を求めること、といった点である。これらをふまえ、たとえば、中間指針や原賠法の枠組みを乗り越えること、福島現地の被害者と避難した被害者とが連帯し一体的にたたかうことなどの実践的な方針が確認され、この間、運動上のスローガンと合わせて訴訟上の請求としても原状回復を掲げることや、訴訟上の請求としては個々の損害ではなく共通損害を打ち出すことといった形で、それぞれ具体化されてきた。

3 共通する損害とは

今回の事故による被害は、それぞれの被害者の年齢や性別（妊娠しているか否かを含む）、職業、家族構成、避難の有無、事故による離職失業の有無など、各人の客観的主観的状况によって、その現れ方も多種多様である。

こうした被害の現れ方を前に、被害をどうとらえるべきか、弁護団では結成直後から熱心に検討が加えられてきた。そしてその際には、相談会の場などで語られた被害者の想いや訴えがもっとも重視された。「被害者の求める救済とは何か」、「救

済を真に実現させるためにはどういう構えのたたかいを構築すべきか」、数カ月にわたる弁護団会議や居酒屋討議、メールなどでの意見交換を経て、弁護団は、個々の被害をそれ自体として請求するのではなく、共通する損害が何かを探求し、それを手がかりに請求をたてるべしとする選択を行った。これは、弁護団が上記①～⑤を重視する立場であることにも起因するが、何よりも今回の被害が、単に放射性物質による環境汚染のみによって引き起こされているのではなく、放射性物質による環境汚染及び放射線被ばくによる健康影響（あるいは事故そのもの）などに対する恐怖や不安、社会的な受容などの、個々人ないし社会的な主観要素を媒介にして惹起されているとする分析が、弁護団内で共有されたことによるものでもあった。

本来、原因物質たる放射性物質を取り除けという最大公約数あるいは最低限要求ともいえるべき被害者の想いに照らせば、物権的請求権に基づく妨害排除という構成がもっともシンプルである。しかし、たたかいの主体の広狭あるいは被害者の団結という点からすると、単純な物権的請求権構成は必ずしも実践的とはいえない。そこで、弁護団はさらに一步踏み込んでなぜ取り除けと望むのかという点に着目し、「健康に影響を及ぼす」・「目に見えない」・「未解明の」放射性物質に対する恐怖・不安が人々の間に存すること、その恐怖・不安に基づく各人の行動・選択の帰結が、いわば二次的な被害と評されるものであること、そして二



次の被害の現れ方が多様であることもあり、この段階での被害に対する賠償などを請求するのが一般的であるが、かかる被害発生の段階構造と被害の共通性という観点からすると、“健康に影響を及ぼす”・“目に見えない”・“未解明の”といった諸特徴を有する放射性物質の広範囲への降下・沈着による地域汚染それ自体が、人格権に対する侵害と評価できるのであって、この点こそ共通損害として今回のたたかひの根本に据えられるべき被侵害利益であると結論するに至った。

4 平穏生活権侵害

きたる集団訴訟において、弁護団は、こうした被害のとらえ方をふまえ、共通する損害として平穏生活権侵害を主張していくこととしている。そして、ここでいう平穏生活権とは、「健康に影響を及ぼす放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」と定義づけられるものであり、人格権の一内容として、成人であれ子どもであれ、誰しものが当然に保障されている権利だと弁護団ではとらえている。

従来、平穏生活権は、産廃処分場に関する裁判などにおいて主張されてきたものであり、「客観的には飲用・生活用水に適した質である水を確保できたとしても、それが一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当としない場合には、不快感等の精神的苦痛を味わうだけではなく、平穏な生活をも営むことができなくなるというべきである」とする仙台丸森町決定（仙台地決平 4. 2. 28 判時 1429. 109）にも見られるように、一般通常人の感覚を基準とした差止も認められている。かかる平穏生活権は、「身体的人格権そのものではないが、身体的人格権と切り離された精神的人格権でもなく、いわば身体的人格権に直結した精神的人格権」（淡路剛久）と位置づけられているが、今

回の訴訟においても、身体権に接続するものとして差止と慰謝料を求めていく予定である。

5 おわりに

数百名規模の原告団による第一次提訴は、2013年3月11日に、福島地裁（本庁）になされる。

言うまでもなく、平穏生活権は発展途上の概念である。また、原発事故被害を平穏生活権侵害と構成し差止を求めるのは、今回の訴訟が初めてのことである。

弁護団では、今後も被害をどうとらえるのかについて精力的に検討していく所存であるが、国の責任を明らかに、全体救済を実現させるためにも、引き続き公害弁連に結集する弁護団各位の理論面・実践面でのご指導・ご支援を心からお願い申し上げます。

大飯原発差し止め訴訟の提訴の意義について

～訴訟と運動を車の両輪として～

京都脱原発弁護団

弁護士 中島 晃 ・ 渡辺 輝人

1 はじめに

2012（平成24）年11月29日、京都府や滋賀県などの住民1107人が原告となって、京都地裁に「大飯原発差し止め訴訟」を提起した。この訴訟は、関西電力に対して、福井県大飯郡おおい町に設置されている大飯原子力発電所1号機から4号機までの運転の差し止めを求めると同時に、危険な大飯原発を違法に稼働させ続けようとする国と関西電力の責任を問うために、両者に操業停止まで1月あたり1万円の慰謝料を請求する訴訟である。

大飯原発は我が国にある原発の中でも、浜岡原発と並び、もっとも危険な原発であるにもかかわらず、再稼働を始めたことから、この運転の差し止めを求めて訴訟を提起したものである。

2 訴訟提起に至る経過

この訴訟は、京都在住の弁護士が中心になって、昨年6月8日、京都脱原発弁護団準備会が結成され、九州原発訴訟の取り組みの経験などにも学びながら、京都でも数千人から1万人規模の原告団を組織して、京都地裁に脱原発訴訟を提起することが確認された。それ以降、精力的に弁護団会議を開いて検討を重ね、訴状案や原告募集の方策等を議論し、ようやく昨年11月末に原告数が千人を上回るようになったことから、原発差し止め訴訟の提訴に踏み切ったものである。

原告の居住地は、京都、滋賀を中心に17都府県に及んでおり、原告のなかには福島第一原発事故で京都に避難した方々も含まれている。

なお、京都脱原発弁護団に参加している弁護士は47人であり、団長は出口治男弁護士、事務局長は渡辺輝人弁護士である。また滋賀の井戸謙一弁護士にも弁護団に参加してもらって、貴重なアドバイスをいただいている。

3 この訴訟の意義と訴状の構成

この訴訟の意義は、①脱原発を求める市民の声を目に見える形にし、②継続的な訴訟活動を行うことで脱原発運動のペースメーカーとなり、③原告となる市民と弁護団と一緒に原発の危険性を自ら学ぶ場とする—ことであり、最終的に運動と訴訟が車の両輪となって原発の運転を差し止めることにある。

裁判所に提出した訴状では、まず原発の根本的危険性は人体にとって有害な放射性物質そのものが爆発的なエネルギーを発生させる点にあると指



摘した上で、福島第一原発の事故の発生原因と事故がもたらした不可逆的かつ甚大な損害について述べ、続けて日本は地震大国であり、どこでも大規模な地震が起こりえること、大飯原発でも予測できない地震がおき、またはすでに発見されている活断層による地震が発生して原発が過酷事故を起こす可能性があることを指摘し、もし一旦過酷事故が発生した場合には、京都は勿論のこと、近畿の「水がめ」である琵琶湖が汚染されることは必至であり、そうなる则関西全体に甚大な被害をもたらす等その被害は広範囲におよび、きわめて深刻なものとなること等を指摘している。

また、昨年夏の経験からいっても原発がなくとも、電力はまかなえることも念のために指摘している。

4 終わりに 一当面の課題

この訴訟は、原発の根本的な危険性を明らかにして、誤った安全神話から抜け出して、裁判所に原発の差し止めを迫ることに重要な意義があることはいうまでもない。そのためには、いかに多くの人々が原発の差し止めを真剣に求めているかを明らかにすることが重要であり、原告団の規模を千人、2千人にとどまることなく、5千人、1万人と拡大していく必要がある。

このために、弁護団は引き続き、この訴訟の原告を募集する活動に取り組み、今年の前半には、第1次提訴を上回る規模の原告数で第2次提訴を行うことをめざしている。また、こうした数千人規模の原告が組織的に訴訟活動に取り組むためには、原告団組織を結成することが必要であり、現在、その準備に取り組んでいるところである。

さらに、脱原発を実現していくためには、数千人規模の原告団による原発差し止め訴訟が全国各地の裁判所に次々と提訴されていくという状況



をつくり出していくことも重要であると考え。

そのうえで、原発という巨大なリスクを抱えている施設の稼働を差し止めるためには、これまでの議論の枠組みにとらわれることなく、原発差し止めを実現する新しい理論的な枠組みの構築が求められている。そのためには、原発問題に関心をもつ弁護士はもとよりのこと、科学者を含むあらゆる人々の英知を結集することが必要であり、それを実現できるかどうかは現在の世代の問題にとどまらず、将来の世代の運命がかかっている。

首都圏建設アスベスト訴訟 東京地裁判決報告

弁護士 松田 耕平

1 国の責任を認める初の判決

昨年12月5日、東京地裁民事第41部（始関正光裁判長）は、首都圏建設アスベスト東京訴訟（原告患者数308名）において、昨年5月25日に横浜地裁が言い渡した不当判決を乗り越え、国の責任を初めて認め、患者単位で158名の原告に対し、総額10億6394万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡しました（但し、建材メーカーに対する請求は全部棄却）。

わが国最大のアスベスト被害を出している建築現場における国の規制権限不行使の違法性を初めて認めた点で、画期的なものと評価できます。

2 評価すべき点① — 国の責任を認める

判決は、国の規制権限の不行使の違法性の判断枠組みとして、筑豊じん肺最高裁判決（最判2004〔平成16〕年4月27日）の判断枠組みを踏まえて、「建築作業現場における石綿関連疾患の防止対策について、主務大臣である労働大臣等は、旧労基法、安衛法の委任の趣旨に従い、その内容をできる限り速やかに、作業現場の現状、技術的進歩及び最新の医学的知見等に適合したものに改めるべく、規制権限を適時かつ適切に行使すべき」とし、「国（労働大臣等）が執ってきた石綿粉じん曝露防止対策が著しく不合理といえるか否か」という視点を設定しました。その上で、

① 石綿吹付け作業について、1974（昭和49）年1月時点で、特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」）を速やかに改正し、吹付け工に防じんマスクを着用させることを事業者に義務付けるべきであったのにこれを怠った、

② 建築現場におけるボード等の切断作業等について、1981（昭和56）年1月時点で、特化則を速やかに改正し、同作業を行なう労働者に防じんマスクを着用させることを罰則をもって事業者に義務付けるとともに、石綿建材への警告表示及び建築現場での警告掲示の内容として、石綿粉じんが肺ガン、中皮腫等の重篤な疾患を生じさせることを明示したうえ、必ず防じんマスクを着用するよう明示することを義務付けるべきであったのにこれを怠った、

という点が、労働者との関係で著しく不合理であり、国賠法1条1項の適用上違法であると認定しました。

3 評価すべき点② — アスベスト建材メーカーの過失を認める

また、判決は、アスベスト建材を製造販売した被告メーカーらの注意義務違反（製造販売する建材に、アスベスト含有の事実及びアスベスト粉じん曝露の具体的危険性を明示すべきことを中核とする警告表示義務違反）も認めました。この点は、各被告メーカーらの過失を認めたものとして評価できます。

4 判決の主な問題点

しかし、判決には以下の点をはじめとする、複数の克服すべき問題点があります。

- ① 1981（昭和56）年以降のボード等の切断作業等に対する規制に関し、安衛法の保護対象を労働者に限定して、一人親方や零細事業主であった原告（135患者原告）の請求を棄却したこと。
- ② 国の責任を二次的・後見的なものであるとして、認容金額を基準金額の3分の1に減額したこと。
- ③ 被告建材メーカーらに過失があると認定しながらも、因果関係に関する原告らの主張（被告建材メーカーらの共同不法行為責任〔民法719条〕）を認めず、一次的責任者である被告建材メーカーらの損害賠償責任を否定したこと。

5 今後の展望

原告側は、上記問題点を克服すべく、昨年12月18日に控訴しました。国も同月17日に控訴しました。これからは、既に控訴している神奈川訴訟とともに、車の両輪として東京高裁での闘いが始まります。

判決は、付言として、「石綿関連疾患に罹患した我が国全体の建築作業従事者との関係では、石綿建材製造企業が、ゼネコンなどの元方事業者な

どと共に、一定の責任を負うべきではないかという問題は、……立法政策の問題ではあるが、……立法及び関係当局における真剣な検討を望む次第である。」とし、政治的解決を求めました。朝日、毎日、東京の各新聞は社説でこの付言を引用して、建設作業従事者の石綿被害の早期救済と石綿被害救済制度の創設を支持しました。その他のマスコミ報道も同様の論調であり、建設作業従事者の救済は今や世論となりつつあります。原告団、弁護団と首都圏の土建組合は一層団結して、建設被災者の早期救済と救済制度の創設を目指して奮闘していきますので、これまで以上のご支援をよろしくお願いいたします。



よみがえれ！有明訴訟の今

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士 堀 良 一



1 危機的状況の有明海漁業と 開門確定判決

1997年4月に諫早湾干拓事業の潮受堤防が閉め切られてまもなく16年が経過しようとしている。漁業被害は年々累積し、その深刻さの度合いを強めている。とりわけ昨年度から今年度にかけては、ほとんど漁獲がなくなったタイラギに加えて、サルボウ貝（赤貝）、養殖あさりなどと被害が広がった。漁船漁業は壊滅的とも言える状況にある。赤潮によるノリ被害もますます深刻化している。漁民の生活は、公共料金を払えないなど悲惨を極めている。

このような状況のなかで、2010年12月20日に確定した福岡高裁開門判決は、漁業被害に苦しむ漁民にとって、大きな希望の光となっている。

判決は、開門のための準備を3年以内（平成25年12月20日まで）に終わらせて、5年間、潮受堤防の南北両排水門を開放（全開門）すること、ただし、高潮などが予測される場合は例外的に閉門できるということを命じた。そして、その間、開門調査が行われることが前提とされており、5年間という期間は、その間に行われる開門調査の結果を踏まえて、その後の対応が決められることを期待してのものである。

2 確定判決の履行を サボタージュする農水省

農水省は、開門判決の影響を最小限にとどめようとやっきになっている。背後地の農民や市民の開門に伴う不安をあおり、われわれとの開門に向けた協議を形だけのものにして、調整池を現在のマイナス1m管理から、外海の海水を受け入れながらさらにマイナス1.2mまでの範囲でだけ水位が上下するように排水門を操作するという開門方法でお茶をにごそうとしている。その上で、形だけの開門調査を行い、高裁判決が命じた5年間の開門を実施した後は、ただちに閉門をしようとしている。

開門に不安を抱く背後地の農民、とりわけ森山町の農民は、長く地盤沈下と排水不良、湛水被害に苦しんできた。森山町は戦後まもなく造成された干拓地で、農民は農業用水の手当もないままに入植させられ、農業用水を地下水に頼らざるをえなかったため、地下水がくみ上げられるために地盤が沈下し、もともと干拓地で排水が悪かった土地がますます湛水被害に苦しむことになった。その後、本来の排水対策は排水機場の増設であるにもかかわらず、潮受堤防ができて水位が管理されるようになれば、自然排水が進み、湛水被害がなくなるというマインドコントロールを受けてきた。

また、住民は、調整池の水位管理は洪水対策にならないにもかかわらず、それが、多くの死者を

出した昭和32年の諫早大水害の再来を防止する決め手であるかのような虚偽宣伝を信じ込まされてきた。

わたしたちが判決確定後、農水省に対し、原告の漁民に謝罪するだけでなく、マインドコントロールしてきた背後地の農民や住民にも謝罪しろと迫ったのはそのためである。それなしに円滑な開門義務の履行は困難になることは目に見えていた。

しかし、農水省は未だに謝罪をしないばかりか、開門しても有明海の改善効果は小さいだとか、逆に漁業や農業に被害が出るだとか、被害が出ないようにするためには莫大な対策費用がかかるなどという内容の開門アセスを発表して、開門反対派をあおっている。

3 円滑な確定判決の履行に向けて

現在、開門反対派から国を相手に提起された開門阻止訴訟と仮処分が長崎地裁に、また、即時開門を求める開門訴訟が福岡高裁と長崎地裁に係属している。そして開門阻止訴訟と仮処分にはわれわれが、開門訴訟には開門反対派が補助参加している。3者間で冷静な協議をして円滑な開門を実現するには、こうした裁判所における和解協議を実現することが重要である。

昨年10月15日の福岡高裁の開門訴訟期日において、裁判所は3者に和解協議のテーブルに着くか否かを検討するよう要請した。開門判決を履行するためには来年度予算で開門と農業用水の手当などの開門準備工事の予算措置が必要になる。本年12月にはその予算案を作成しなければならない。裁判所の和解協議の提案は、タイムリーであると同時に、誰の目にも道理がある。

国は、和解協議に入ることを直ちに否定できないものの、またもや開門反対派の動向に委ねる無

責任な対応をしようと画策している。他方、長崎の地元では、開門予算が具体化しそうな状況のなかで、開門反対決議を上げた長崎県議会の中から、和解協議に乗らないままで、果たして、県民の利益を守ることができるのだろうかという声が出始めている。

有明訴訟は、いま、いよいよ確定した高裁開門判決の履行期限を本年12月と間近に控え、裁判所内外での激しいつばぜり合いが続いている。

【若手弁護士奮戦記】

薬害イレッサ訴訟

～がん患者の命の重さを問う～

弁護士 串山 泰生



1 はじめに

2002年7月5日、申請からわずか5か月余の審査を経て、世界に先駆け日本で肺がん抗がん剤イレッサ（ゲフィチニブ）が承認され、発売が開始されました。それからわずか半年の間に180名の方が間質性肺炎をはじめとするイレッサの薬害で命を落とし、昨年までに857名の命が失われています。

元患者と遺族が原告となり2004年7月に大阪地裁で（西日本訴訟）、同年11月には東京地裁で（東日本訴訟）、国と製薬企業（アストラゼネカ社）を相手に裁判が始まり、2011年2月には大阪地裁が製薬企業の責任を認め、東日本大震災直後の3月23日には東京地裁が国と製薬企業いずれの責任も認める判決を下しました。

ところが6年以上審理を重ね東京地裁が下した判決は、わずか8か月後の11月15日に東京高裁で覆され、大阪高裁でも翌年5月25日に原告敗訴の逆転判決が下されました。

現在、両訴訟は上告され最高裁判所第3小法廷に係属しています。

新人弁護士の私が薬害イレッサ訴訟弁護団に加ったのは昨年3月でした。私の視点から見た薬害イレッサ事件の特徴と問題点、現在の弁護団の活動についてご報告します。

2 薬害イレッサ事件の特徴

イレッサは抗がん剤であり投与対象はがん患者です。現在も販売され投与を受けている患者の方がいるため、訴訟に敗れると販売や使用が制限されるのではないかと誤解している人たちがいるようで、誤解に基づくさまざまな障害が生じています。

原告に対しては心ない誹謗中傷がありました。裁判所から和解勧告がなされたときには、複数の患者・医療関連団体から和解勧告に反対する声明が出されました。これらの声明が関係省庁の職員がひそかに「下書き」を作り発表させていた「やらせ」であったことがのちに明らかとなりました。このような妨害のため和解に至らず、最高裁までたたかいを続けざるをえなくなりました。

一部のテレビ局では取材内容を恣意的に編集し、イレッサの被害がまるで薬害ではないかのような偏向報道もなされました。

原告と弁護団は、裁判で国と製薬企業の責任を追及するほかに、やらせによる和解つぶしや偏向報道ともたたかっています。

現在も使用されている薬について被害救済を求めている点が薬害イレッサ事件の特徴であり、上述したさまざまな障害が生じる一因となっています。

3 原告らの訴え

原告らの訴えが世間に正しく伝わっていません。原告らは、裁判で国に対して国家賠償、製薬企業に対して製造物責任に基づく損害賠償を求めていますし、裁判外では抗がん剤副作用被害救済制度の創設を求めています。一部の方が誤解されているようなイレッサの販売制限や投与制限を求めたことはありません。

イレッサは有効性についても疑問視されていますが、それ以前にイレッサの危険性に関する情報が臨床医や患者に正しく伝えられなかったこと、このことが最大の問題であると考え、たたかっています。

発売当初、イレッサは副作用がほとんどない夢の新薬であるかのように宣伝され、致死的な間質性肺炎の症例報告が複数存在した事実は伏せられていました。

抗がん剤ゆえに副作用が避けられないのだとしても、その情報は医師や患者に正しく提供されなければなりません。正しい情報が臨床医に提供されていれば、医師はイレッサを自分の患者に投与する際に慎重な判断ができたのです。患者さん達に正しい情報が伝えられていれば、副作用の存在を前提に服用するか自己決定できたのです。

正しい情報が伝えられなかったことで多くの命が失われ、何よりも貴重ながん患者とご家族に残された時間が奪われました。

国と製薬企業は、臨床試験の段階で間質性肺炎による死亡症例が複数存在することを知っていながら、発売時に臨床医や患者にそのことを伝える措置を講じませんでした。そのことを決して許してはならないのです。

4 現在の弁護団の活動

私は東日本訴訟が最高裁に上告されたのちに弁護団に加入しました。上告したのだからもはやすることがあるのかと思う方がいるかも知れませんが、しかし上告後も弁護団では理由補充書を提出し、学者の先生に意見書の作成を依頼し、最高裁に提出して訴訟活動を続けています。また毎月1回、最高裁前での宣伝行動と面会要請を欠かさず行っています。

東京高裁判決や大阪高裁判決は、これまで薬害事件で積み上げられた判例法理を覆すものです。もしもこのまま是認されるようなことがあれば、今後も薬害が繰り返されることは避けられません。各高裁判決を後世に残さぬよう弁護団の活動は続いています。

裁判外では抗がん剤副作用被害救済制度創設に向け、厚生労働省に対する働きかけを続けています。偏向報道の是正に向けてBPOへの申立ても行っています。

5 さいごに

私たち弁護団では、薬害イレッサ訴訟のこれまでの経過をまとめたパンフレットを作成しました。弁護団HP (<http://iressabengodan.com/>)に掲載していますので一度ご覧ください。

私たちは少人数の弁護団ですが、このように被害救済を勝ち取るため活動を続けています。今後とも皆様のご支援を宜しくお願いいたします。

全国公害弁護団連絡会議（公害弁連） シンポジウムと総会のお知らせ

下記の通り総会とシンポジウムを開催します。ぜひ、多くの方のご参加をお願いします。

【シンポジウム—原発訴訟と脱原発をどのように闘うか】

日 時：3月23日（土）13：00～15：30

場 所：主婦会館 プラザ・エフ地下会議室「クラルテ」

東京都千代田区六番町15番地 四ッ谷駅前 TEL 03-3265-8111

内 容：特別報告 チェルノブイリ被害調査・救援女性ネットワーク代表 吉田 由布子さん

パネルディスカッション 問題提起 板井 優 弁護士（玄海原発・川内原発訴訟弁護団）

パネリスト 吉田 由布子さん

久保木 亮介 弁護士（生業弁護団）

村松 昭夫（公害弁連幹事長）

浜通り弁護団他から

【公害弁連総会】

日 時：3月23日（土）15：40～17：00

場 所：主婦会館 プラザ・エフ地下会議室「クラルテ」

内 容：①各事件報告 ②情勢討議 ③その他

※ 17時よりプラザ・エフ2Fのレストラン「エフ」で懇親会を予定しています。

INDEX

【巻頭言】

— 今年をたたかいの正念場にしよう ～「スモン・公害センター」設立30周年を迎えて～	代表委員 弁護士 鈴木 堯博	1
— 避難者訴訟の提起報告と市民訴訟の提起に向けて	福島原発被害弁護団 事務局次長 弁護士 中川 素充	4
— 平穏生活権侵害としての東電福島原発事故	「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団 弁護士 馬奈木 巖太郎	5
— 大飯原発差し止め訴訟の提訴の意義について ～訴訟と運動を車の両輪として～	京都脱原発弁護団 弁護士 中島 晃・渡辺 輝人	8
— 首都圏建設アスベスト訴訟東京地裁判決報告	弁護士 松田 耕平	10
— よみがえれ！有明訴訟の今	よみがえれ！有明訴訟弁護団 弁護士 堀 良一	12
【若手弁護士奮戦記】		
— 薬害イレッサ訴訟 ～がん患者の命の重さを問う～	弁護士 申山 泰生	14